

## (8) 環境関連の社会资本の整備状況

### ①上水道の普及率

令和6年度の箱根町の上水道の普及状況を表2-2-1-25に示す。箱根町の上水道の普及率（現在給水人口/行政区域内人口）は102.5%である。

表2-2-1-25 上水道の普及状況（令和6年度）

地域	行政区域内人口 (人)	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
箱根町	10,965	10,866	11,142	102.5

出典：「県勢要覧2024（令和6年度版）」（令和7年3月、神奈川県統計センター）

### ②下水道の普及率

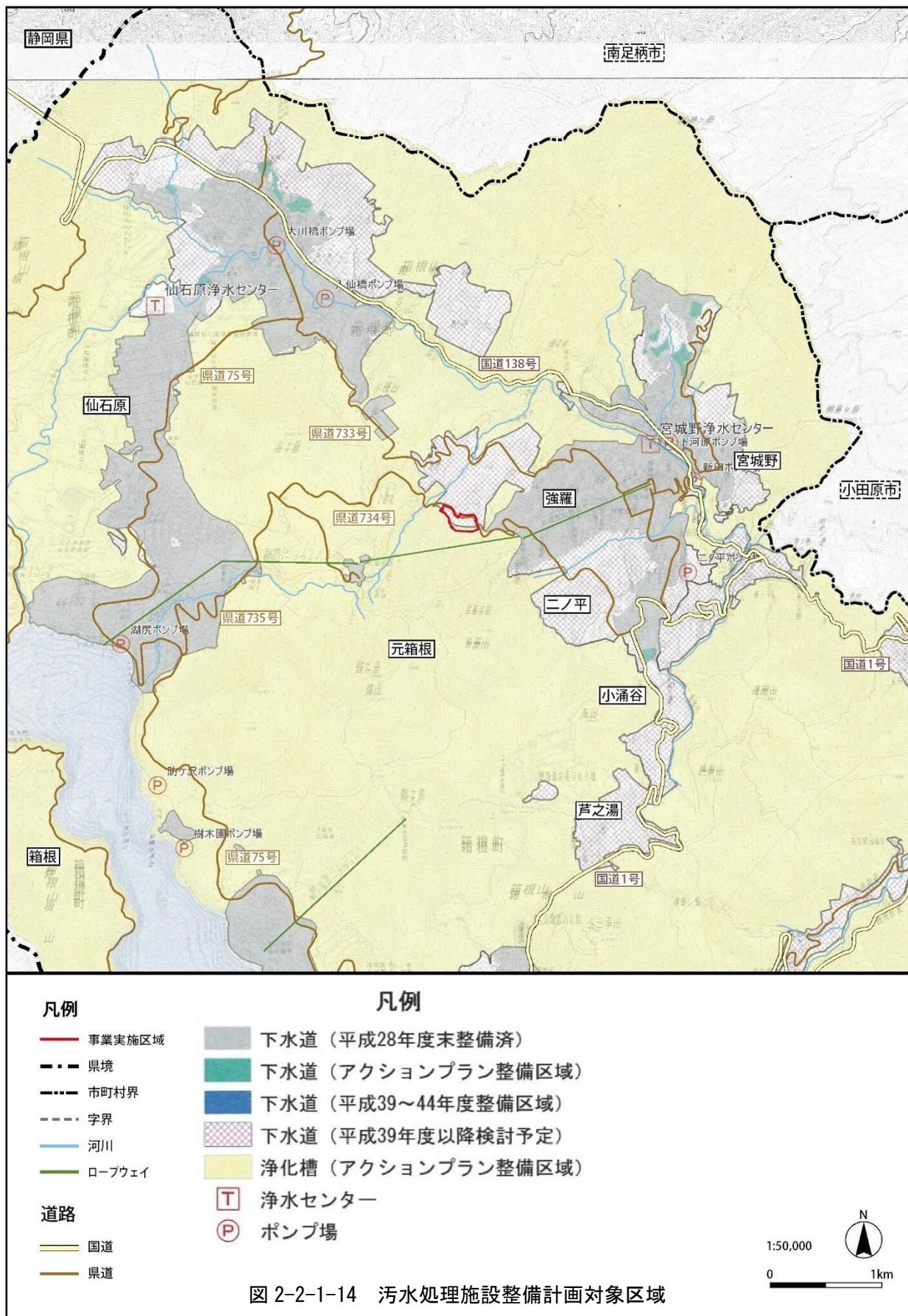
令和6年度の箱根町の公共下水道の整備状況を表2-2-1-26に示す。箱根町の公共下水道の人口普及率（処理区域人口/行政人口）は55.0%と低い値である。

また、箱根町では国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携して作成された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、「汚水処理施設整備計画（下水道アクションプラン）」が実施されている。本計画では平成29年度から令和8年度の10年程度での汚水処理の概成目標とし、各種汚水処理施設（下水道、合併浄化槽）の整備手法及び区域などを定めている。同計画の対象となる汚染処理整備区域は図2-2-1-14に示す。

表2-2-1-26 公共下水道の整備状況（令和6年度）

地域	行政人口 (千人)	処理区域人口 (千人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)
箱根町	10.8	5.9	788	55.0

出典：「県勢要覧2024（令和6年度版）」（令和7年3月、神奈川県統計センター）



### ③公園・緑地の分布

事業実施区域周辺の都市公園の所在地及び面積を表 2-2-1-27 に、分布状況を図 2-2-1-15 に示す。事業実施区域周辺の都市公園は仙石原公園（事業実施区域の北西側約 3.0km に位置）、向山公園（事業実施区域の東側約 1.5km）、上河原公園（事業実施区域の東北東側約 1.8km）の 3箇所である。

表 2-2-1-27 主要な都市公園

番号	名称	所在地	面積 (ha)
①	仙石原公園	箱根町仙石原字川向842他	1.14
②	向山公園	箱根町強羅字向山1320-670	0.15
③	上河原公園	箱根町宮城野921	0.13

出典：「土地統計資料集」（令和3年3月、神奈川県政策局地域政策部土地水資源対策課）

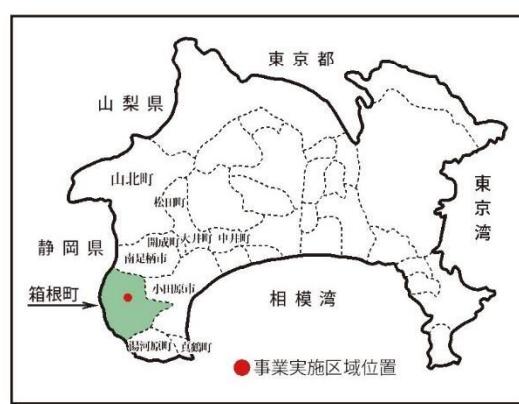


#### 凡例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界
- 字界
- 河川
- ケーブルカー・ロープウェイ

#### 道路

- 国道
- 県道



出典：「箱根町都市公園・緑地一覧」（令和6年7月閲覧、箱根町役場環境整備部都市整備課）

図 2-2-1-15 都市公園の分布状況

#### ④廃棄物処理施設の状況

##### 1) 一般廃棄物処理施設

箱根町の令和5年度の一般廃棄物搬入量を表 2-2-1-28 に示し、し尿処理状況を表 2-2-1-29 に示す。

箱根町には焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設、最終処分場、し尿処理施設が箱根町環境センターに設置されており、町で発生するごみ・し尿残滓等は環境センターにおいて一括で処理している。箱根町環境センターの位置を図 2-2-1-16 に示す。

一般廃棄物の年間総排出量 13,570t のうち、焼却処理量が 12,845t、資源化量が 725t である。また、し尿の処理状況については、総排出量のすべてがし尿処理施設で処理されている。

表 2-2-1-28 一般廃棄物搬入量（令和5年度）

区分	年間 総排出量 (t)	年間 総収集量 (t)	年間総処理量				集団 回収量 (t)	1人1日 当たりご み排出量 (g/ 日)
			焼却 処理量 (t)	埋立 処理量 (t)	資源化量 (t)	その他 (t)		
箱根町	13,570	13,570	12,845	-	725	-	-	3,381

出典：「令和5年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」  
(令和7年3月、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課)

表 2-2-1-29 し尿処理状況

区分	年間総排出量 (kL)			自家処理 量 (kL)	1日当たり処理施設 処理量 (kL/日)
	し尿処理施設 処理量 (k L)	下水道投入量 (kL)			
箱根町	8,997	8,997	-	-	24.7

出典：「令和5年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」  
(令和7年3月、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課)

##### 2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の発生及び処理状況を表 2-2-1-30 に示す。なお、箱根町には産業廃棄物処理施設が存在しないため、神奈川県の廃棄物処理状況を示す。

令和元年度の排出量は 18,084t である。そのうち、6,914t が再生利用され、最終処分量は 277t、減量化量は 10,888t であった。

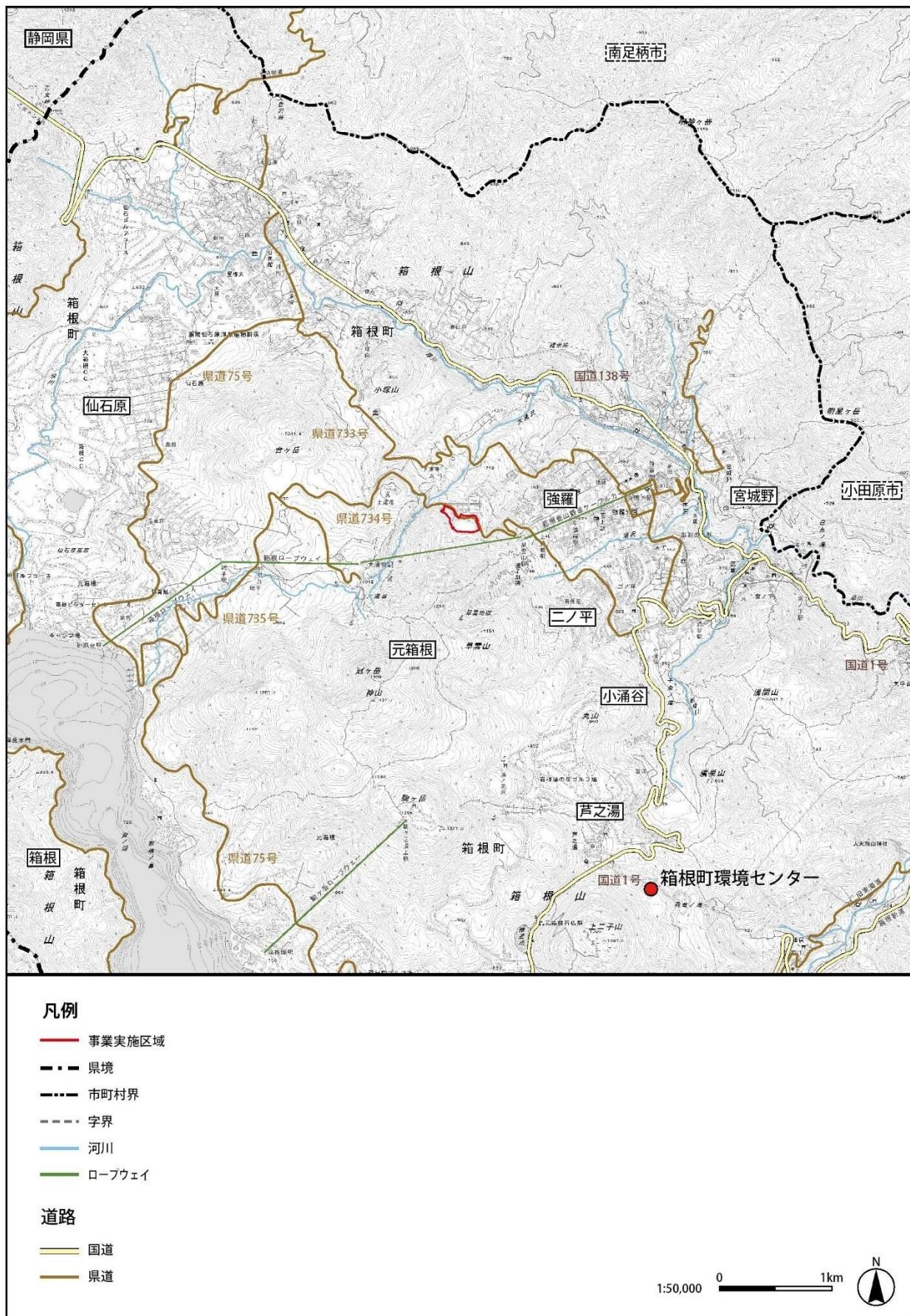


図 2-2-1-16 箱根町の廃棄物処理施設の位置図

表 2-2-1-30 廃棄物処理状況（令和元年度）

区分	排出量	再生利用量		最終処分量		減量化量	
	重量 (t)	重量 (t)	割合 (%)	重量 (t)	割合 (%)	重量 (t)	割合 (%)
燃え殻	38	36	95	1	3	1	3
汚泥	11,539	1,294	11	50	0	10,196	88
廃油	168	90	54	1	1	78	46
廃酸	199	52	26	3	2	144	72
廃アルカリ	183	36	20	3	2	144	79
廃プラスチック類	296	197	67	40	14	59	20
紙くず	34	31	91	1	3	2	6
木くず	308	290	94	6	2	12	4
繊維くず	3	3	100	0	0	0	0
動植物性残さ	110	64	58	2	2	44	40
動物系固形不要物	8	8	100	-	-	-	-
ゴムくず	1	1	100	0	0	0	0
金属くず	186	171	92	15	8	0	0
ガラス陶磁器くず	440	394	90	34	8	12	3
鉱さい	282	279	99	4	1	-	-
がれき類	3,631	3,528	97	97	3	0	0
ばいじん	261	260	100	1	0	-	-
動物のふん尿	291	141	48	-	-	150	52
動物の死体	0	0	-	0	-	-	-
その他の産業廃棄物	105	39	37	18	17	48	46
合計	18,084	6,914	38	277	2	10,890	60

注) 1. 「-」はデータなしを示す。

2. 表中の処理の他に、がれき類 5 t が保管料として処分されている。

3. 表中の廃棄物の種類は、排出量に対する処理の割合を示すために、中間処理により種類が変わった場合があつても、発生時の種類でとらえている。

4. 表の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある。

出典：「令和2年度神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書統計表（令和元年度実績）」（令和3年3月、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課）

## (9) 公害の状況

### ①大気汚染

事業実施区域周辺の一般環境大気測定局の位置を図 2-2-1-17 に示す。事業実施区域に最も近い箱根町宮城野の測定局では、二酸化硫黄、光化学オキシダントが測定されており、小田原市役所の測定局では、二酸化硫黄、光化学オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質が測定されている。一酸化炭素については周辺で測定している測定局はない。

各測定局の過去 6 年間（平成 30 年度～令和 5 年度）の測定結果を表 2-2-1-31～表 2-2-1-32 に示す。

表 2-2-1-31 事業実施区域周辺の大気汚染物質測定結果（箱根町宮城野：平成 30～令和 5 年度）

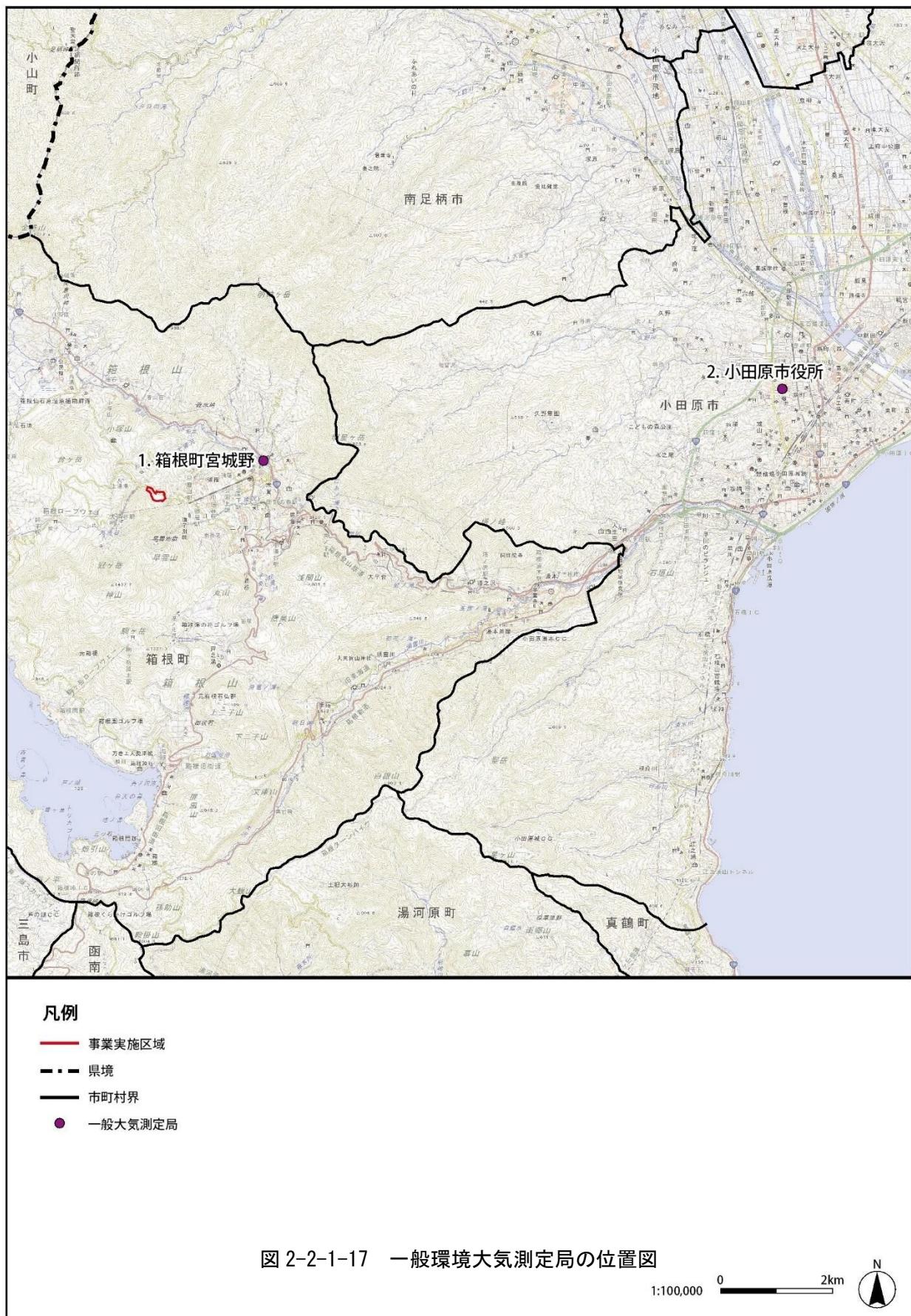
項目		平成	令和	令和	令和	令和	令和	環境基準達成状況
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.005	○
	日平均値の2%除外値(ppm)	0.009	0.013	0.008	0.007	0.007	0.015	
	1時間値の最高値(ppm)	0.028	0.06	0.025	0.018	0.141	0.056	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	0.033	0.034	0.033	0.034	0.033	0.044	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	76	59	54	46	42	
		時間	344	303	224	195	203	
	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数		2	0	0	0	0	

出典：「神奈川の大気汚染 資料編」（令和 5 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

表 2-2-1-32 事業実施区域周辺の大気汚染物質測定結果（小田原市役所：平成 30～令和 5 年度）

項目		平成	令和	令和	令和	令和	令和	環境基準達成状況
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	○
	日平均値の年間98%値(ppm)	0.018	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	
	1時間の最高値(ppm)	0.018	0.018	0.017	0.016	0.017	0.015	
浮遊粒子状物質 (SPM)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.047	0.045	0.041	0.031	0.030	0.032	○
	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	0.131	0.142	0.096	0.068	0.072	0.114	
	1時間の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.007	0.003	0.003	○
	日平均値の2%除外値(ppm)	0.008	0.009	0.007	0.018	0.006	0.008	
	1時間の最高値(ppm)	0.032	0.032	0.035	0.036	0.035	0.051	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	87	74	97	108	106	100	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	426	350	523	555	532	
		時間	3	1	1	2	1	
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	29.1	25.1	19.6	19.6	19.3	17.2	○
	日平均値の年間98%値(ppm)	10.0	10.6	8.7	8.4	8.1	7.2	

出典：「神奈川の大気汚染 資料編」（令和 5 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）  
「神奈川の大気汚染 資料編」（令和 4 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）  
「神奈川の大気汚染 資料編」（令和 3 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）  
「神奈川の大気汚染 資料編」（令和 2 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）  
「神奈川の大気汚染 資料編」（令和元年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）  
「神奈川の大気汚染 資料編」（平成 30 年度 4 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）



## ②水質汚濁

### 1) 公共用水域の水質

事業実施区域周辺の水質測定地点を表 2-2-1-33、表 2-2-1-34 及び図 2-2-1-18 に示す。事業実施区域周辺の調査地点は早川水系の早川が 2 地点、芦ノ湖が 4 地点である。また、これらの地点での測定結果を表 2-2-35～表 2-2-37 に示す。早川の函嶺もみじ橋及び早川橋では、大腸菌数が環境基準を上回っている。

表 2-2-1-33 水質測定地点（河川）

水域名	河川名	水質測定地点	類型区分
早川	早川	函嶺もみじ橋	A
		早川橋	A

出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

表 2-2-1-34 水質測定地点（湖沼）

湖沼	水質測定地点	類型区分
芦ノ湖	湖北中央部	湖沼 AA
	湖央部	
	湖西部	
	湖東部	

出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

表 2-2-1-35 水質測定結果（河川）（生活環境項目：令和 5 年度）

No.	項目 地点	水質測定結果（河川）（生活環境項目：令和 5 年度）					
		水素イオ ン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	
早 川	① 函嶺もみじ橋	8.0	0.7	2	9.6	640	
	② 早川橋	8.4	0.7	4	9.0	400	
環境基準		6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下	

出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

表 2-2-1-36 水質測定結果（湖沼）（生活環境項目：令和 5 年度）

No.	項目 地点	水素イオ ン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
						芦 ノ 湖
1 芦 ノ 湖	湖北中央部	7.8	1.6	1	7.9	3
	湖央部	7.7	1.6	1	7.7	2
	湖西部	7.6	1.5	1	7.8	13
	湖東部	7.5	1.8	1	8.4	5
環境基準		6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下

出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

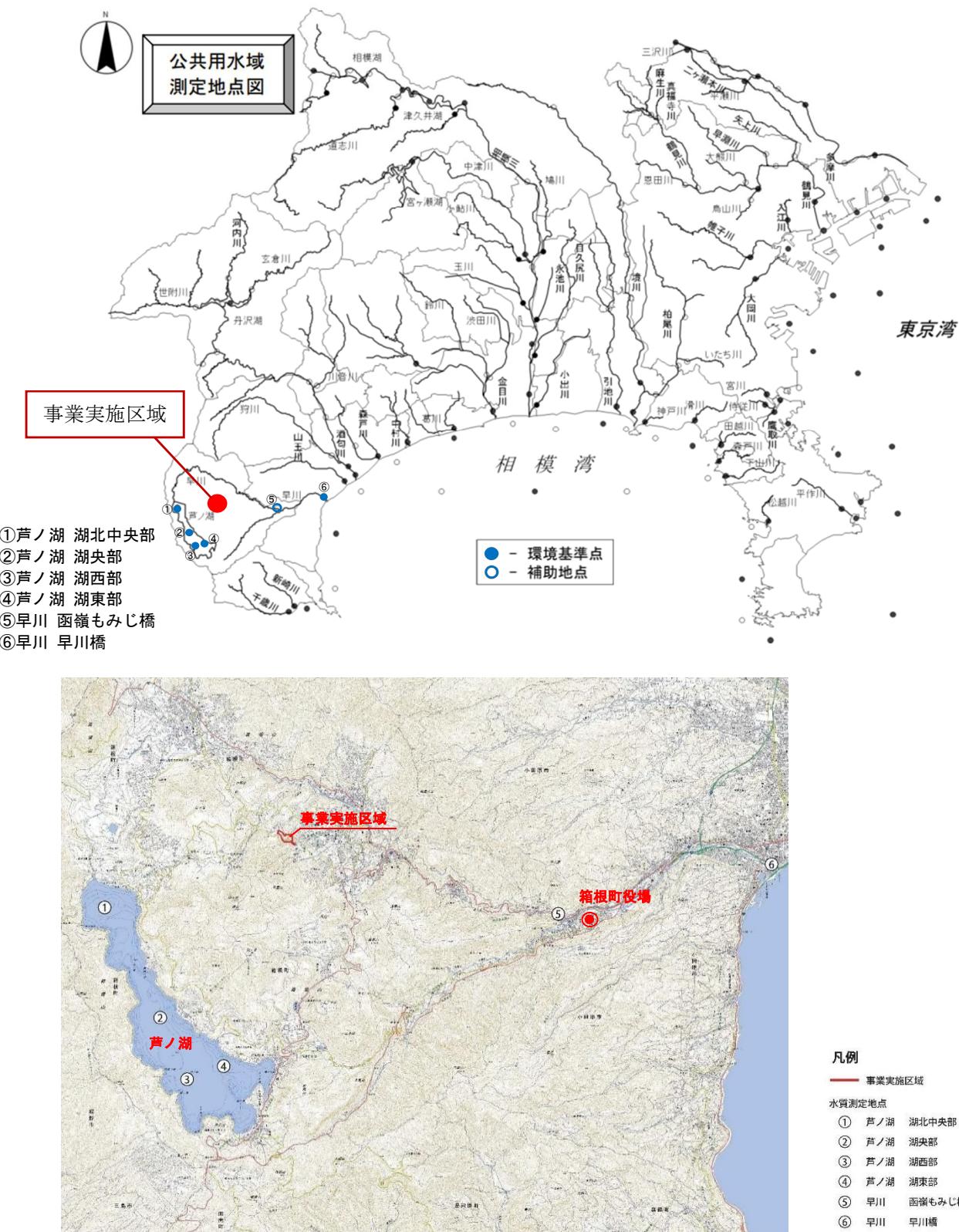
(令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課)

表 2-2-1-37 水質測定結果（健康項目：令和 5 年度）

項目	地点	芦ノ湖				早川		環境基準
		湖北 中央部	湖央部	湖西部	湖東部	函嶺もみ じ橋	早川橋	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	検出されないこと。
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.02	0.05mg/L以下
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.024	0.017	0.01mg/L以下
総水銀		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	0.0005mg/L以下
PCB		-	<0.005	-	-	-	<0.005	検出されないこと。
ジクロロメタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.02mg/L以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004	0.002mg/L以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.02mg/L以下
ベンゼン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.01mg/L以下
セレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.1	0.1	0.1	<0.1	0.8	0.7	10mg/L以下
ふっ素		<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	-	<0.08	0.8mg/L以下
ほう素		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	0.27	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	0.05mg/L以下

出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

(令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課)



**図 2-2-1-18 水質測定地点**  
出典：「令和 5 年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」  
(令和 6 年 12 月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課)

## 2) 地下水汚染

令和5年度地下水質測定調査でメッシュ調査を行った76地点の調査結果を表2-2-1-38に、測定地点図及び各地点の環境基準達成状況を図2-2-1-19に示す。

また、箱根町湯本地区における地下水の水質測定結果を表2-2-1-39に示し、調査地点の位置を図2-2-1-20に示す。箱根町湯本地区においては、環境基準又は評価基準値を超過した項目はなかった。

表2-2-1-38 地下水質調査（メッシュ調査）結果（令和5年度）

総測定地点数：76地点

区分	項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	超過井戸数 (本)	超過率 (%)	最大濃度 (mg/L)	環境基準値又は 評価基準値
環境 基 準 項 目	カドミウム	76	0	0	0	0	—	0.003 mg/L以下
	全シアン	76	0	0	0	0	—	検出されないこと
	鉛	76	1	1.3	0	0	0.010	0.01 mg/L以下
	六価クロム	76	0	0	0	0	—	0.02 mg/L以下
	砒素	76	3	3.9	0	0	0.008	0.01 mg/L以下
	総水銀	76	0	0	0	0	—	0.0005 mg/L以下
	アルキル水銀							検出されないこと
	PCB	76	0	0	0	0	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	76	0	0	0	0	—	0.02 mg/L以下
	四塩化炭素	76	3	3.9	0	0	0.0004	0.002 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	76	0	0	0	0	—	0.004 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	76	3	3.9	0	0	0.0005	0.1 mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	76	1	1.3	0	0	0.0005	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	76	3	3.9	0	0	0.031	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	76	0	0	0	0	—	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	76	16	21.1	0	0	0.0018	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	76	9	11.8	0	0	0.0043	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	76	0	0	0	0	—	0.002 mg/L以下
	チウラム	76	0	0	0	0	—	0.006 mg/L以下
	シマジン	76	0	0	0	0	—	0.003 mg/L以下
	チオベンカルブ	76	0	0	0	0	—	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	76	0	0	0	0	—	0.01 mg/L以下
	セレン	76	0	0	0	0	—	0.01 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	63	82.9	3	3.9	21	10 mg/L以下
一般 項目	ふつ素	76	12	15.8	0	0	0.25	0.8 mg/L以下
	ほう素	76	32	42.1	0	0	0.67	1 mg/L以下
	クロロエチレン	76	0	0	0	0	—	0.002 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	76	0	0	0	0	—	0.05 mg/L以下
	計	76	71	93.4	3	3.9		
	電気伝導率	76						
	pH	76			0	0	—	5.8以上8.6以下
	水温	76						
	計	76						
	合計	76	71	93.4	3	3.9		

注1：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

注2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

出典：「令和5年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和6年12月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

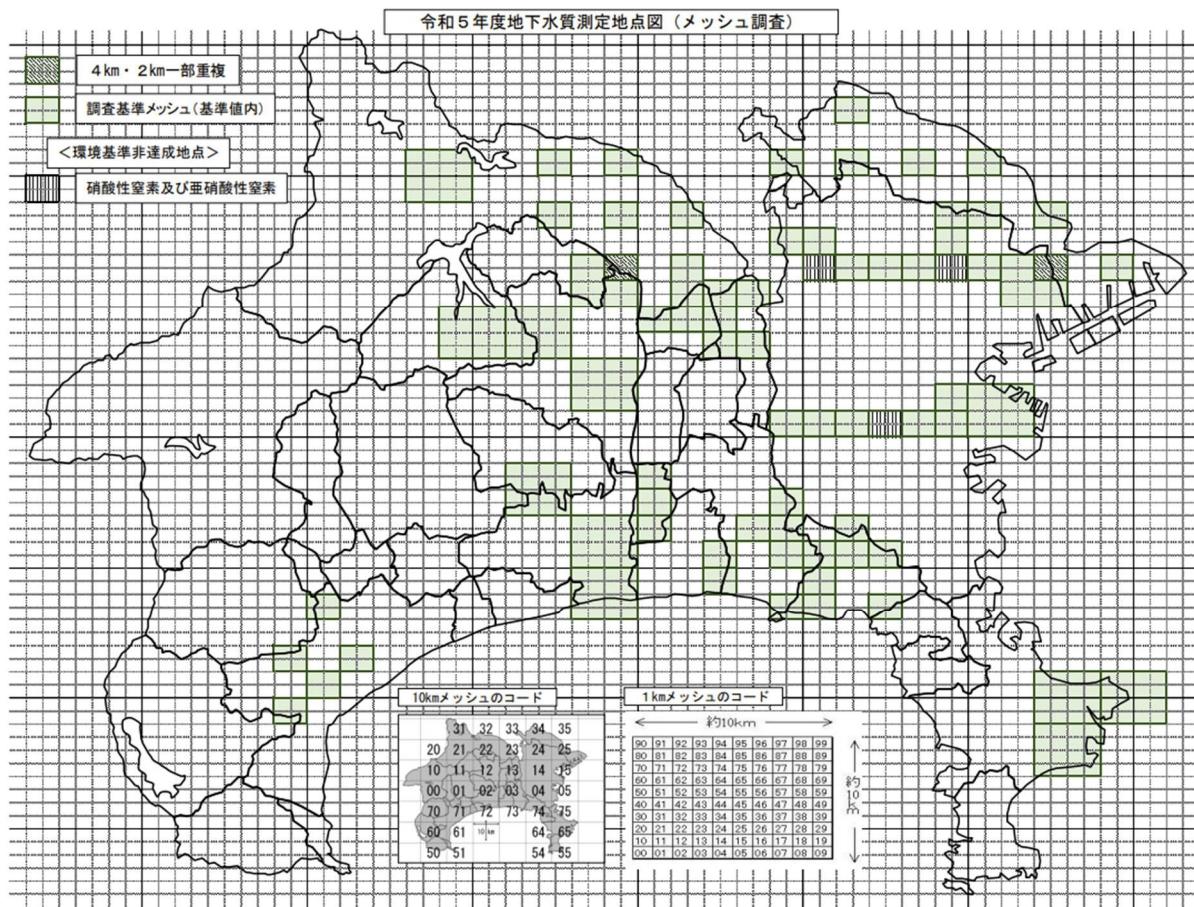


図 2-2-1-19 地下水質測定地点図（メッシュ調査）

出典：「令和5年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和6年12月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

表 2-2-1-39 地下水質調査（定点調査）結果（令和5年度）

測定地点 深度区分 測定年月	箱根町湯本	環境基準又は 評価基準
	浅井戸	
	令和5年11月	
環境基準項目	カドミウム	<0.0003 0.003mg/L以下
	全シアン	<0.1 検出されないこと
	鉛	<0.005 0.01mg/L以下
	六価クロム	<0.01 0.05mg/L以下
	砒素	0.0005 0.01mg/L以下
	総水銀	<0.0005 0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	<0.0005 検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002 0.02mg/L以下
	四塩化炭素	<0.0002 0.002mg/L以下
	クロロエチレン	<0.0002 0.002mg/L以下
	1, 2-ジクロロエタン	<0.0002 0.004mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	<0.0002 0.1mg/L以下
	1, 2-ジクロロエチレン	<0.0004 0.04mg/L以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0002 1mg/L以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0002 0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	<0.0002 0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002 0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	<0.0004 0.02mg/L以下
	チウラム	<0.0006 0.006mg/L以下
	シマジン	<0.0003 0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	<0.002 0.02mg/L以下
	ベンゼン	<0.0002 0.01mg/L以下
	セレン	<0.002 0.01mg/L以下
一般項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.0 10mg/L以下
	ふつ素	<0.08 0.8mg/L以下
	ほう素	0.44 1mg/L以下
	1, 4-ジオキサン	<0.005 0.05mg/L以下
	電気伝導率(mS/m)	33
	pH	6.4 5.8以上8.6以下
	水温	18
	臭気	無臭
	外観	無色

出典：「令和5年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」  
(令和6年12月、神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課)

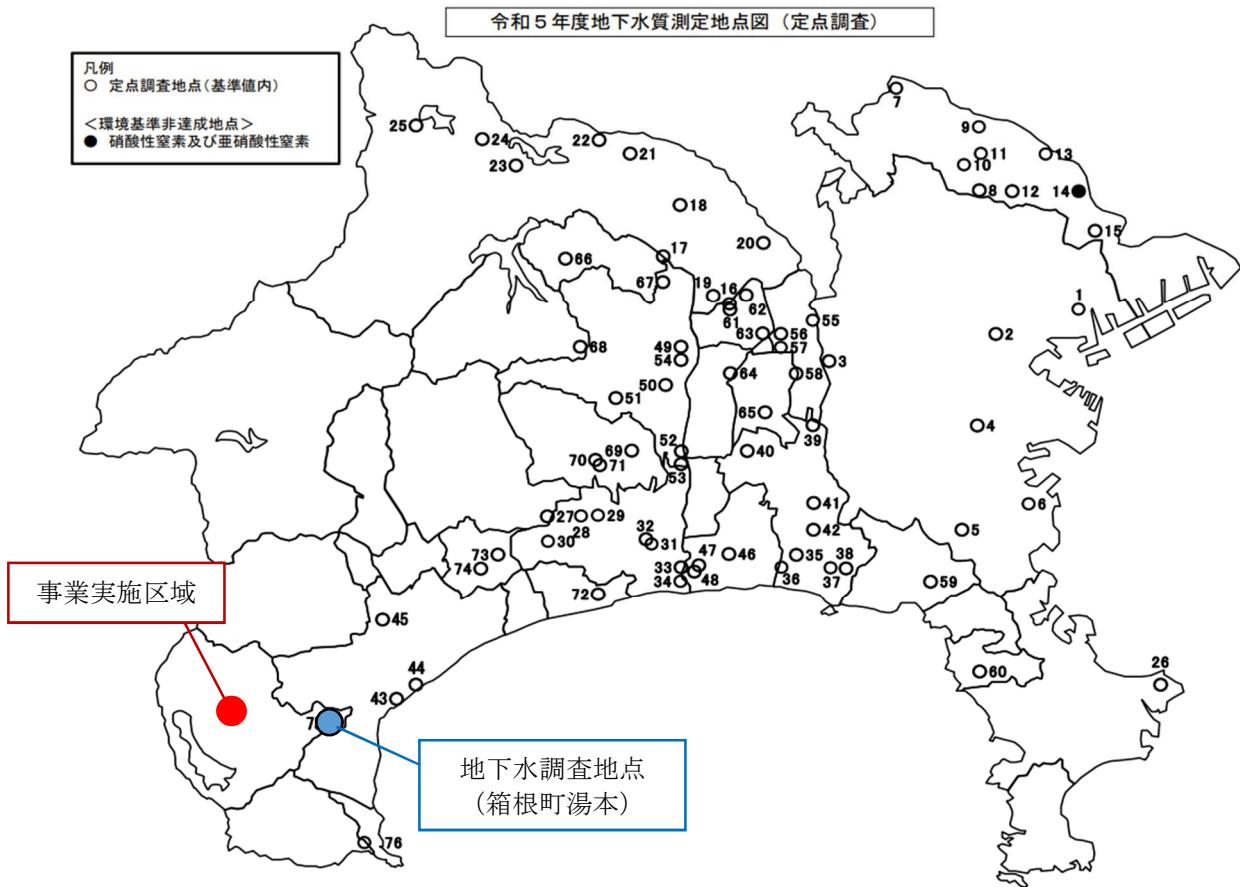


図 2-2-1-20 地下水質測定地点図

出典：「令和5年度神奈川県公共用水及び地下水の水質測定結果」

（令和6年12月 神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課）

### ③土壤汚染

土壤汚染対策法に基づき、特定有害物質を使用していた工場の施設を廃止する場合や土壤汚染の可能性が高く人の健康に影響を及ぼす恐れがある場合には、土地の所有者が土壤汚染の調査を行うことになっており、環境基準を超えた土地は「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」となるが、令和7年3月現在、箱根町にはそれらに指定された区域はない。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、条例に基づく調査で土壤汚染が確認された場合、神奈川県ホームページに公表されることになっているが、令和7年の本書作成時点では、箱根町において新たに土壤汚染が確認された事例はない。

### ④騒音・振動

環境基本法に基づく騒音の環境基準を表2-2-1-40に示す。事業実施区域周辺の地域の類型はA類型であり、環境基準は昼間は55dB以下、夜間は45dB以下である。

事業実施区域付近の道路交通騒音について、箱根町の幹線道路における2022年の環境基準達成状況を図2-2-1-21に示す。事業実施区域に近接する県道734号の、2022年における環境基準達成状況の評価結果は、昼夜とも騒音の環境基準値以下の割合が95%～100%（評価対象戸数）であった。

また、事業実施区域を含む箱根町は騒音規制法・振動規制法の指定区域はない。「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（以下、「県条例」という）で定められている、事業所において発生する騒音及び振動の規制基準を表2-2-1-41、表2-2-1-42に示す。事業実施区域では第二種低層住居専用地域における規制基準が適用される。

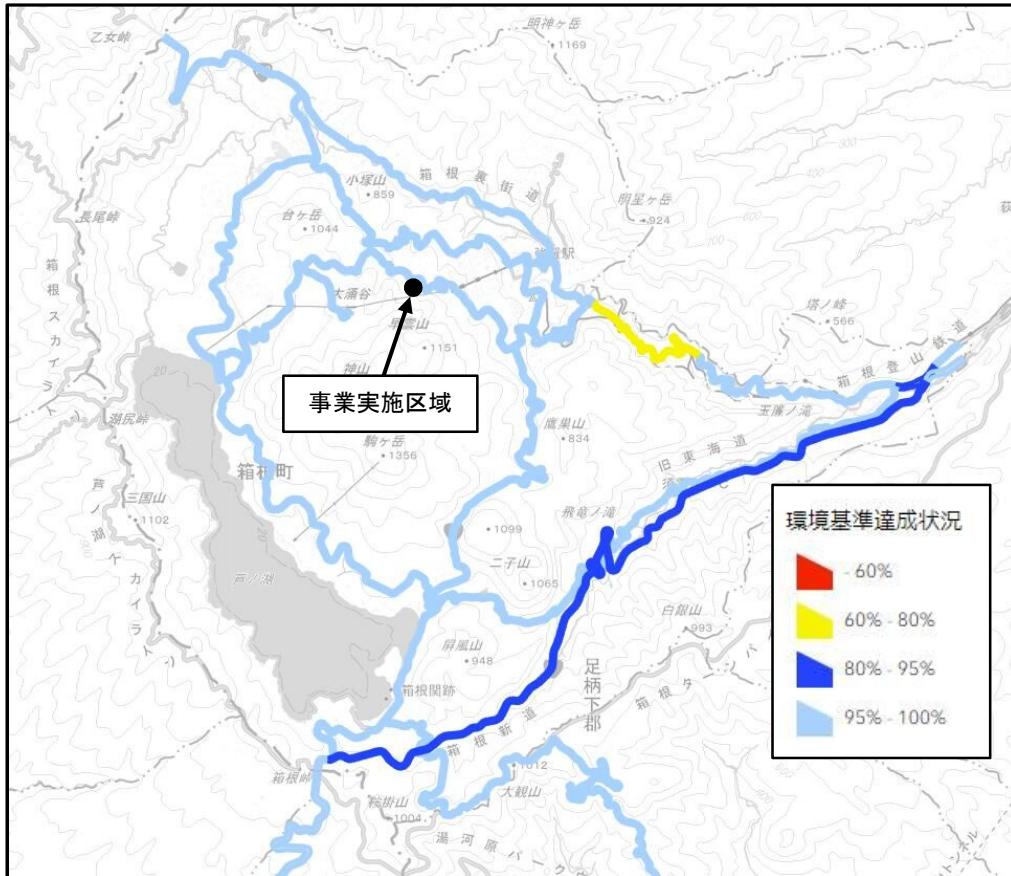


図2-2-1-21 箱根町の幹線道路における騒音の環境基準達成状況（2022年）

注：環境基準の達成率は、昼夜ともに基準値以下となった評価点割合を示す

出典：国立環境研究所 環境展望台ホームページ「自動車騒音の常時監視結果Light版」

<https://experience.arcgis.com/experience/d8fb4910c57c4a148584e78c80a47bac/>

表2-2-1-40(1) 騒音の環境基準

地域の種型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

出典：「騒音に係る環境基準について」

（令和7年7月閲覧、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/kijun/oto/1-1.html>）

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-1-40(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち 車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-1-40(3) 騒音の環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」

（令和 6 年 7 月閲覧、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/kijun/oto/1-1.html>）

- 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 騒音の評価手法は等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。  
この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。
- 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 873-1 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

表 2-2-1-41 騒音の規制基準（県条例）

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層居住専用地域	50dB	45dB	40dB
第二種低層居住専用地域			
準居住地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域	65dB	60dB	50dB
その他の地域	55dB	50dB	45dB

出典：「騒音・振動の適用地域・規制基準（県条例）」（令和 6 年 7 月閲覧、神奈川県環境農政局環境部環境課）

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

1. 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値
  2. 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均
  3. 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値
  4. 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の 90 パーセントレンジの上端の数値
- ※1 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度（S）が、当該隣接する地域の許容限度（S'）より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、 $(S+S') \div 2$  とする。
- ※2 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

表 2-2-1-42 振動の規制基準（県条例）

	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層居住専用地域	60dB	55dB
第二種低層居住専用地域		
準居住地域	65dB	55dB
近隣商業地域	65dB	60dB
その他の地域	65dB	55dB

出典：「騒音・振動の適用地域・規制基準（県条例）」（令和 6 年 7 月閲覧、神奈川県環境農政局環境部環境課）  
振動の大きさの決定は次のとおりとする。

1. 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値
  2. 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
  3. 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔で 100 個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値
- ※1 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度が、当該隣接する地域の許容限度より大きい時の当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の許容限度から 5 デジベルを減らしたものとする。
- ※2 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

#### (10) 苦情等の発生状況

「県勢要覧 2023」（神奈川県統計センター）によると、箱根町における公害苦情（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音振動、地盤沈下、悪臭、その他）の発生件数は0件である。

(11) 関係法令等の指定・規制等

事業実施区域に係る関係法令による指定・規制等の一覧を表 2-2-1-43 に示す。

表 2-2-1-43 関係法令による指定・規制一覧 (1/4)

分類	関係法令等 (公布日)	主な規定・規制の内容	指定 又は 規制	図 番号
自然 環境 保 全	自然環境保全法 (昭和47年6月22日 法律第85号)	自然環境保全地域の指定	一	
	神奈川県自然環境保全条例 (昭和47年10月21日 神奈川県条例第52号)	自然環境保全地域の指定	一	
	首都圏近郊緑地保全法 (昭和41年6月30日 法律第101号)	近郊緑地保全区域等の指定	一	
	自然公園法 (昭和32年6月1日 法律第161号)	自然公園区域の指定	○	
	神奈川県立自然公園条例 (昭和34年4月1日 神奈川県条例第6号)	県立自然公園区域の指定	一	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日 法律第88号)	鳥獣保護区等の指定	○	
	古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法 (昭和41年1月31日 法律第1号)	歴史的風土保全区域等の指定	一	
	都市計画法 (昭和43年6月15日 法律第100号)	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、開発行為等	○	
	神奈川県風致地区条例 (昭和45年3月31日 神奈川県条例第5号)	風致地区の指定	一	

表 2-2-1-43 関係法令による指定・規制一覧 (2/4)

分類	関係法令等 (公布日)	主な規定・規制の内容	指定又は規制	図番号
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法 (昭和43年6月10日 法律第97号)	ばい煙等の排出の規制 揮発性有機化合物の排出の規制 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに関する許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成4年6月3日 法律第70号)	重点対策地区の指定 対策地域の指定	一
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	排煙の排出規制 粉じんに関する規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号)	排出ガスに関する規制	○
	水質汚染	水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日 法律第138号)	公共用水域に排出される排出水の規制 排出水の地下浸透の規制	○
		神奈川県生活環境の保全に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	公共用水域に排出される排水の規制 地下浸透禁止物質の地下浸透の禁止	○
		ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号)	排出水に関する規制	○
	土壤汚染	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 (昭和45年12月25日 法律第139号)	農用地土壤汚染対策地域の指定	一
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	一
		ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号)	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定	一
		土壤汚染対策法 (平成14年5月29日 法律第53号)	土壤の特定有害物質による汚染の規制	○
騒音	騒音規制法 (昭和43年6月10日 法律第98号)	特定工場等に関する騒音規制 特定建設作業に関する騒音規制	一	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	騒音及び振動の低減、低周波音に関する配慮	○	
振動	振動規制法 (昭和51年6月10日 法律第64号)	特定工場等に関する振動規制 特定建設作業に関する振動規制	一	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	騒音及び振動の低減、低周波音に関する配慮	○	
地盤沈下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日 神奈川県条例第35号)	地下水採取の指定地域の指定 地下水採取規制	一	
	工業用水法 (昭和31年6月11日 法律第146号)	地下水の水源の保全 特定の地域の地盤沈下の防止等	一	

表 2-2-1-43 関係法令による指定・規制一覧（3/4）

分類		関係法令等（公布日）	主な規定・規制の内容	指定又は規制	図番号
公害防止	悪臭	悪臭防止法(昭和46年6月1日 法律第91号)	悪臭原因物の排出の規制地域の指定	○	
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	悪臭発生作業に関する規制	○	
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日 法律第137号)	事業者の責務及び適切な処理等	○	
文化財		文化財保護法(昭和 25年5月30日法律第214号)	国の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
		神奈川県文化財保護条例(昭和30年4月1日 神奈川県条例第13号)	県の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
		箱根町文化財保護条例(昭和34年3月23日 条例第2号)	町の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
防災		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）	土砂災害警戒区域の指定 土砂災害特別警戒区域の指定	○	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）	土砂の搬出、搬入、埋立て等に関する規制など	○	
		砂防法(明治30年3月30日 法律第29号)	砂防指定地の指定	—	
		地すべり等防止法（昭和33年3月31日 法律第30号）	地すべり防止区域の指定	—	
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日 法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域の指定	—	
		宅地造成及び特定盛土等規制法(令和4年3月1日 )	宅地造成工事規制区域の指定	—	
その他		森林法（昭和26年6月26日 法律第249号）	地域森林計画対象民有林の指定、 保安林等の指定など	○	
		景観法(平成16年6月18日 法律第 110号)	景観地区の指定、開発行為等の規制	○	
		温泉法（昭和23年法律第125号）	温泉の保護、採取等に伴う災害の防止、利用の適正	○	
		産業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日 法律第58号）	農業振興地域の指定	—	
		箱根町第6次総合計画(平成29年3月)	町の将来像、基本構想、基本 計画及び実施計画	○	
		箱根町第3次都市計画マスタープラン(平成29年3月)	自然環境の保全や道路・公園の整備の方針、目標など	○	
		箱根町開発指導要綱（平成24年4月1日）	自然景観、自然資源および生活環境の保全・形成	○	

表 2-2-1-43 関係法令による指定・規制一覧 (4/4)

分類	関係法令等 (公布日)	主な規定・規制の内容	指定又は規制	図番号
その他	箱根町景観条例・景観計画(平成21年6月1日)	景観重要建造物、景観重点地区、眺望点の指定など	○	
	箱根町自治基本条例(平成20年9月18日 条例第14号)	自治の基本理念を定めた最高規範	○	
	箱根町環境基本計画(平成12年4月1日条例第23号)	環境の保全等の基本的事項	○	
	産業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日 法律第58号)	農業振興地域の指定	—	

注)指定又は規制の欄に○のある項目は、該当する関係法令等による指定又は規制が実施区域に係ることを示す。

### ①自然環境保全に係る関係法令の地域指定状況

自然環境の保全に係る主な地域指定状況を図 2-2-1-22～図 2-2-1-27 に示す。

事業実施区域は国立公園の第2種特別地域（B地区）<sup>注)</sup> 及び鳥獣保護区内に位置している。

また、近接した範囲に保安林に指定された森林があるが、事業実施区域は保安林には指定されていない。

なお、事業実施区域の周辺には森林法に基づく地域計画対象民有林の指定を受けた民有林（図 2-2-1-25）と、砂防法に基づく砂防指定地及び地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が存在する（図 2-2-1-26）。また、事業実施区域及びその周辺には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（イエローフーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が存在している（図 2-2-1-27）。

<sup>注)</sup> 事業実施区域周辺における国立公園第2種特別地域のB地区の区分は、「自然公園法施行規則第11条第30項の規定による基準の特例について」（平成12年6月、環自国361号）及び「富士箱根伊豆国立公園箱根地域 管理計画書」（平成16年11月、環境省南関東地区自然保護事務所）により定められており、指定範囲は環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所の窓口で確認できる。



#### 凡例

- 事業実施区域 (Implementation Area): Red line
- 県境 (Prefectural Boundary): Dashed line
- 市町村界 (Municipal Boundary): Dashed line
- 字界 (Neighborhood Boundary): Dashed line
- 河川 (River): Blue line
- ケーブルカー・ロープウェイ (Cable Car/Zip Line): Green line

#### 保護規制計画 (National Park Protection Plan)

- 特別保護地区 (Special Protection Area): Light orange
- 第1種特別地域 (First-class Special Area): Light purple
- 第2種特別地域 (Second-class Special Area): Light red
- 第3種特別地域 (Third-class Special Area): Light green
- 普通地域 (General Area): Light blue

#### 道路

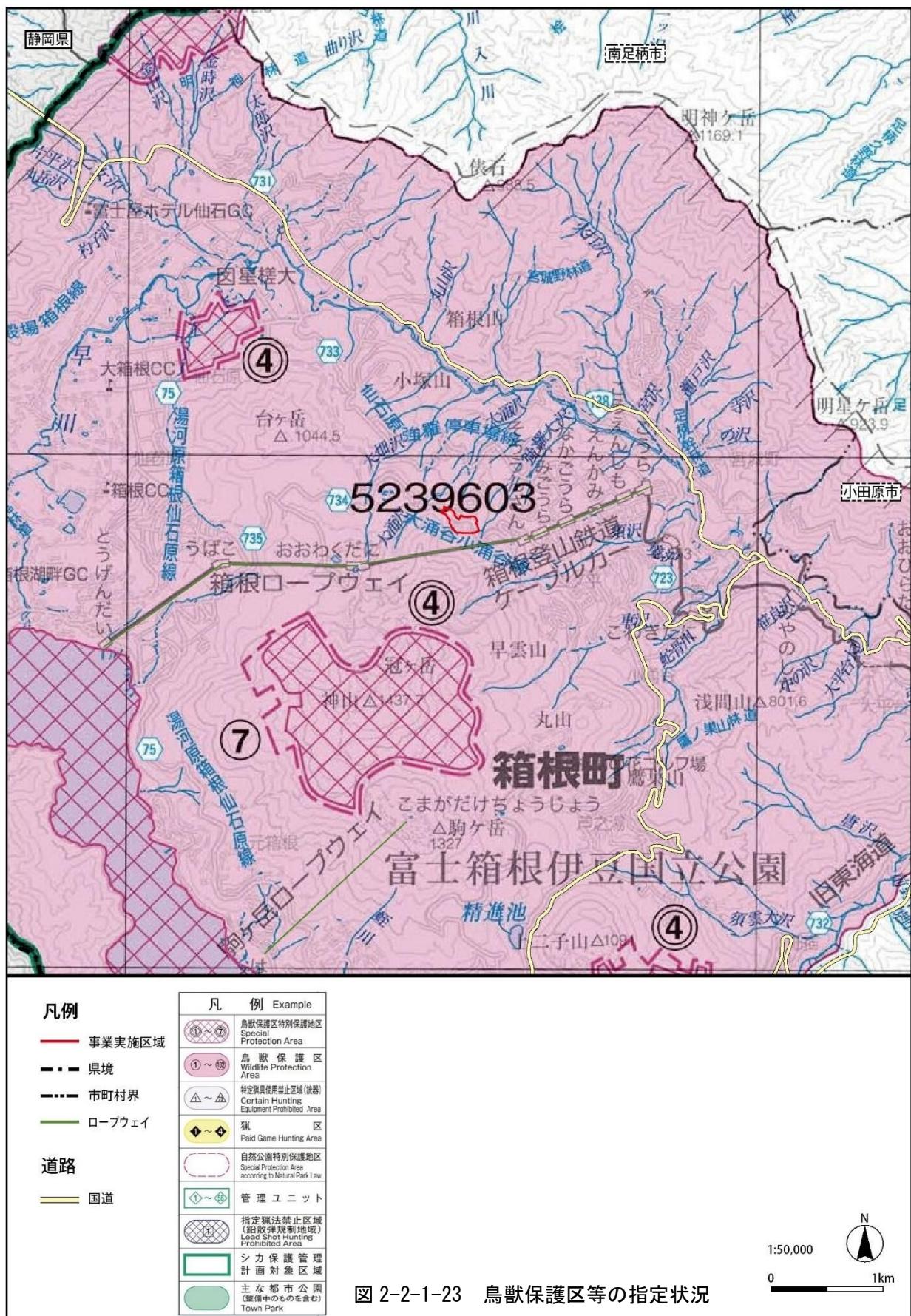
- 国道 (National Highway): Yellow line
- 県道 (Prefectural Road): Brown line

図 2-2-1-22 自然公園等の指定状況

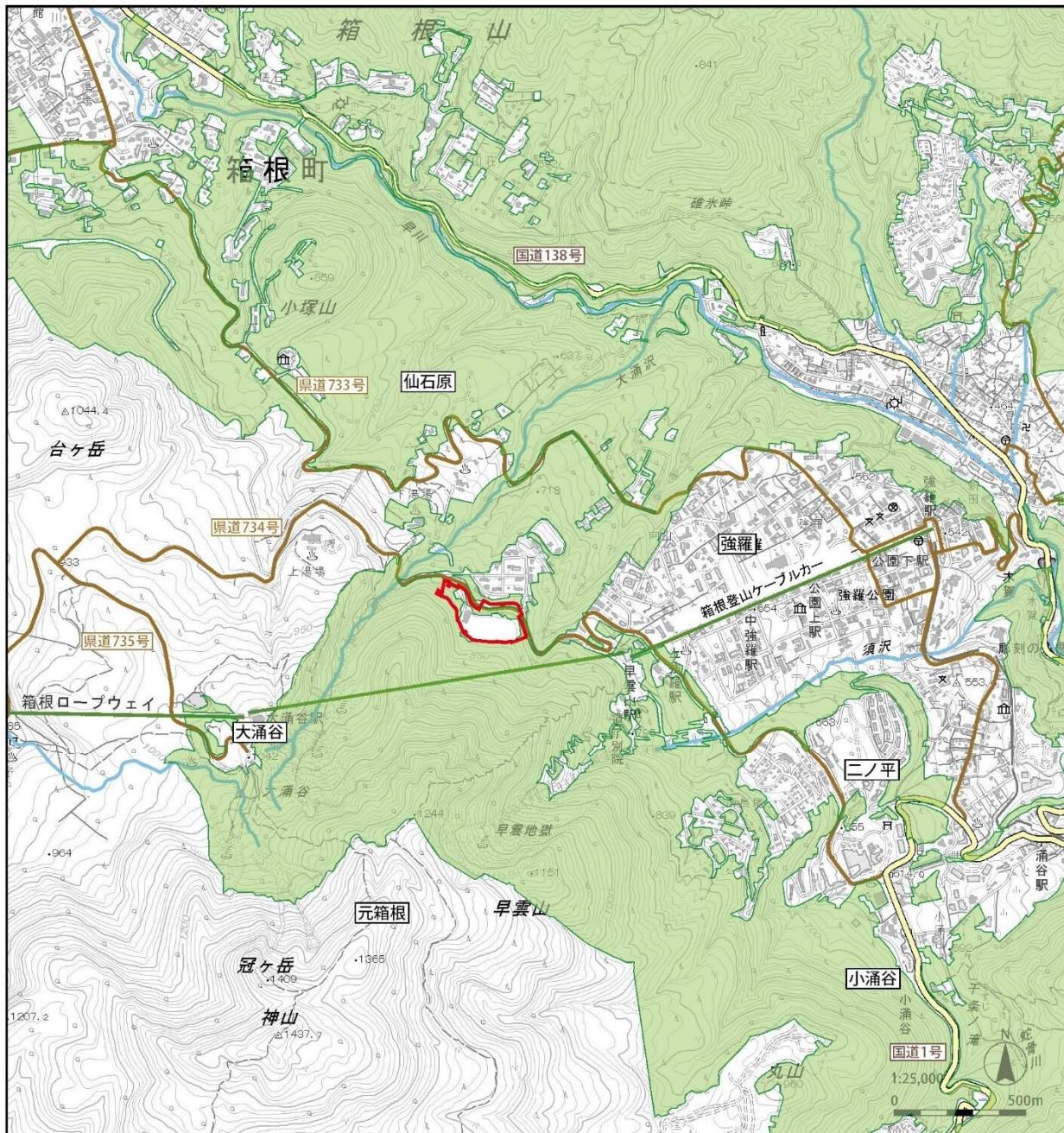
1:25,000  
0 500m



出典:「環境アセスメントデータベース」(環境省、2024年8月1日作成)  
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>







凡例

- 事業実施区域
  - 県境
  - 市町村界
  - 字界
  - 河川
  - ロープウェイ・ケーブルカー

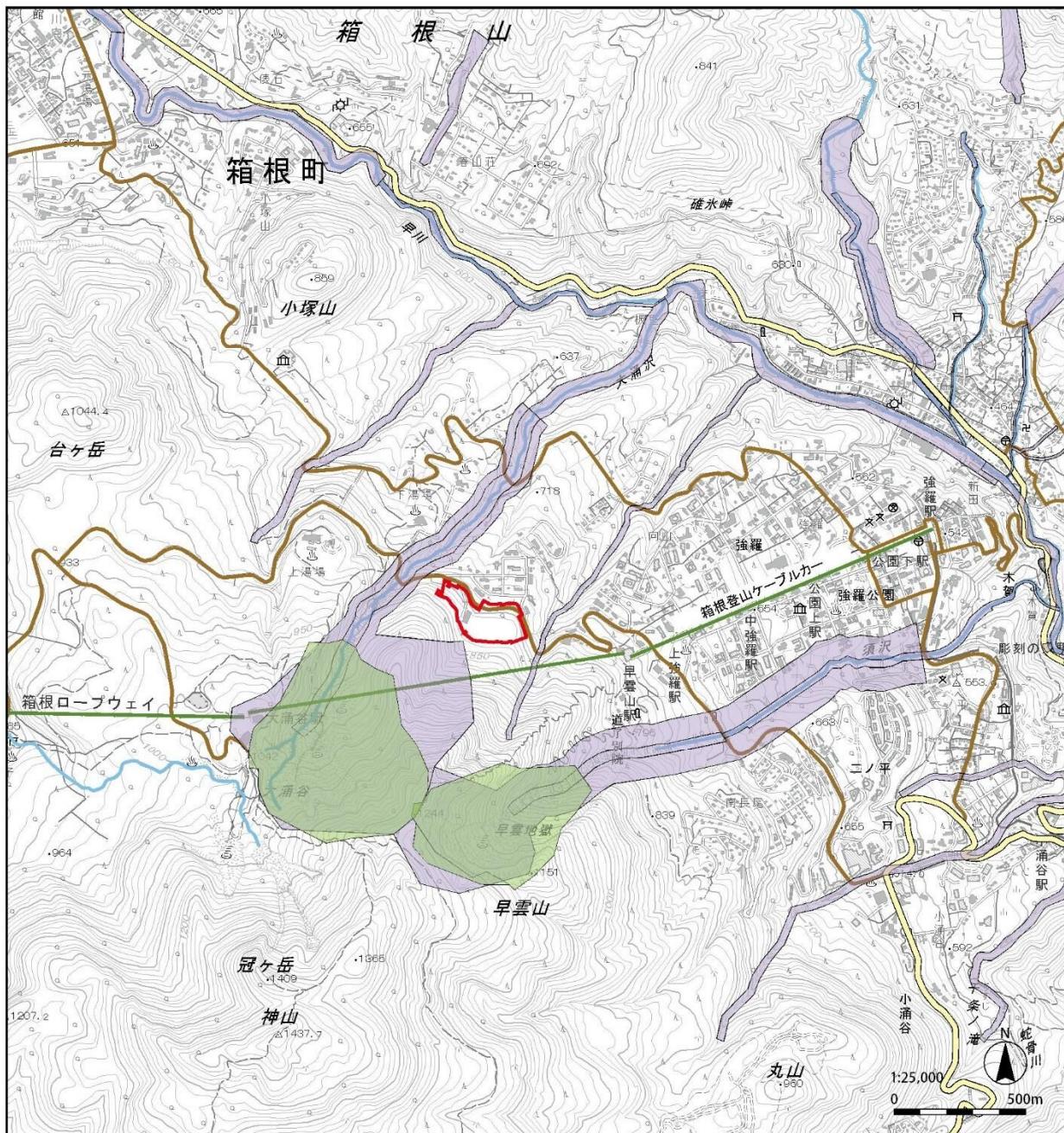
道路

- 国道  
—— 周道

図 2-2-1-25 事業実施区域周辺における地域森林計画対象民有林の指定状況

出典：「e-かなマップ」（神奈川県、2025年9月3日参照データをもとに作成）

<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal>



#### 凡例

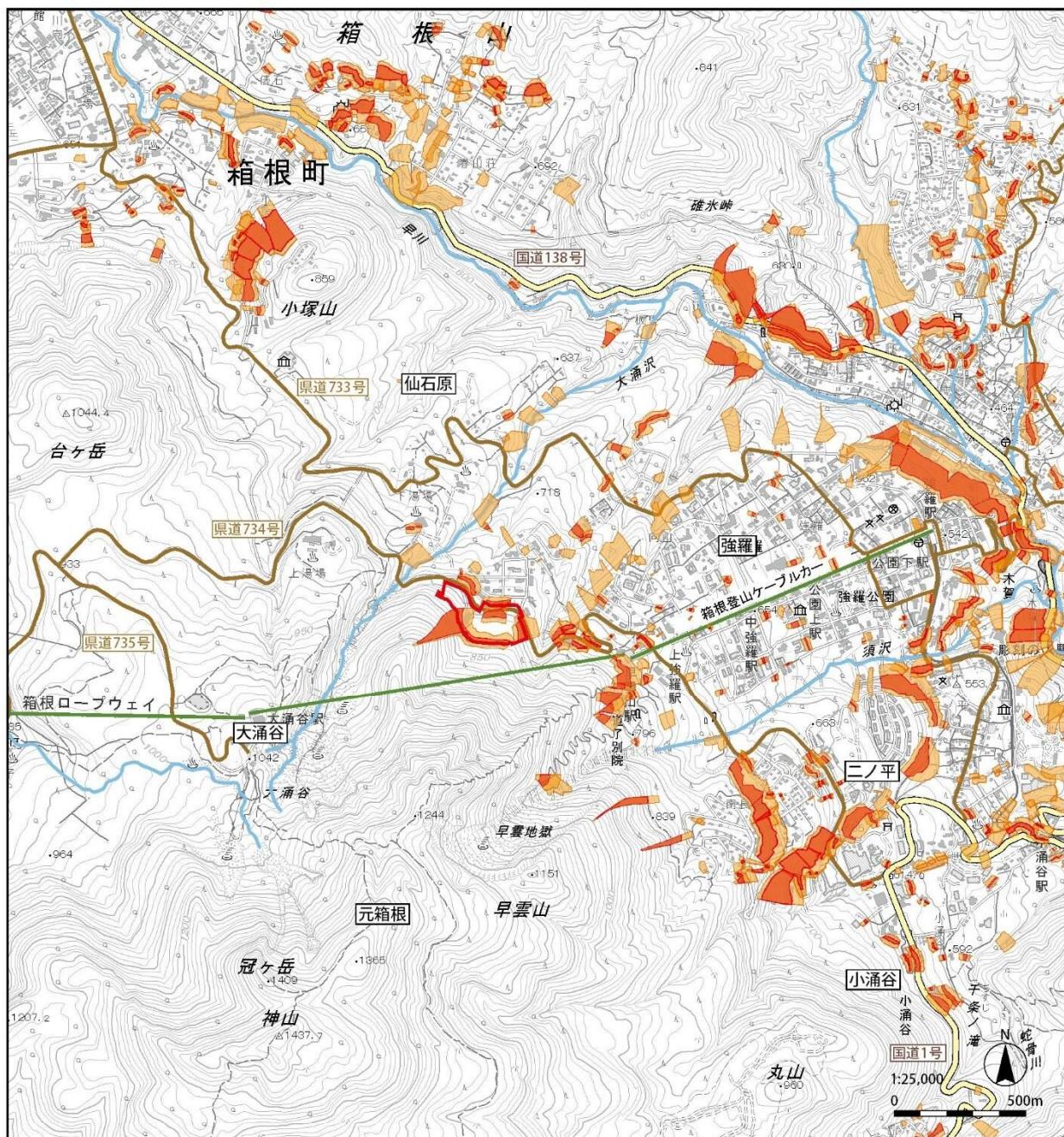
- |               |          |
|---------------|----------|
| 事業実施区域        | 砂防指定地域   |
| 県境            | 地すべり防止区域 |
| 市町村界          |          |
| 字界            |          |
| 河川            |          |
| ロープウェイ・ケーブルカー |          |

#### 道路

- |    |  |
|----|--|
| 国道 |  |
| 県道 |  |

図 2-2-1-26 事業実施区域周辺における砂防指定地域及び地すべり防止区域の指定状況

出典：「神奈川県土砂災害情報ポータル」（神奈川県、2025年9月3日参照データをもとに作成）  
<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>



#### 凡例

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 事業実施区域        | 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜) |
| 県境            | 土砂災害警戒区域 (急傾斜)   |
| 市町村界          |                  |
| 字界            |                  |
| 河川            |                  |
| ロープウェイ・ケーブルカー |                  |

#### 道路

- 国道 国道1号  
 県道 国道138号  
 県道733号  
 県道734号  
 県道735号

出典：「令和3年度版 はこね防災マップ」（土砂災害・洪水ハザードマップ：2021年、箱根町役場総務防災課）

## (12) 排水基準

水質汚濁防止法（同法第3条第3項の規定に基づく上乗せ条例を含む。）及び県条例に基づく排水基準（事務所から公共用水域に排出される水に関する基準）のうち、本事業が該当する「旅館業に属する事業所に係る基準」を表2-2-1-44～表2-2-1-47に示す。事業実施区域の公共用水域の水域区分は甲水域（千歳川、新崎川、早川、酒匂川、金目川、相模川（各支派川を含む）及びこれに接続し、流入する水路の水域）に該当する。また、本事業所の区分は「一日あたりの排水量が100m<sup>3</sup>以上の事業所」に該当する。なお、本事業地でゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）は、昭和49年12月1日以前からゆう出しているため、排水基準は県条例に基づく「新設以外」の値が適用される（表2-2-1-45及び表2-2-1-46参照）。

旅館業については温泉を利用する施設について特に、ほう素及びその化合物（水質汚濁防止法、県条例とともに500mg/L）の暫定排水基準が設定されている（暫定期間：令和4年7月1日より当分の間。令和4年5月17日、環水大水発第2205122号）。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において地下浸透禁止物質による地下浸透は禁止されている。

表 2-2-1-44 有害物質に関する基準（旅館業）

区分	項目	水質汚濁防止法の排水基準	県生活環境の保全等に関する条例の排水基準 (単位: mg/L)
有害物質	カドミウム及びその化合物	検出されないこと	検出されないこと
	シアノ化合物	1	0.5
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパ、ラチオン、メチルジメトニ、EPN）	検出されないこと	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.05 <sup>注3</sup>	0.05 <sup>注3</sup>
	六価クロム化合物	0.02	0.02
	砒素素及びその化合物	0.01 <sup>注3, 4</sup>	0.01 <sup>注3, 4</sup>
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	1	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10 <300> <sup>注5</sup>	10 <300> <sup>注5</sup>
	ふつ素及びその化合物	50	50
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸物	100	100
	1, 4-ジオキサン	0.5	0.5

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 平成7年2月1日前に設置されている事業所及び同日前から建設工事中の事業所については、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物について<>内の基準が適用されます。

注4 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)を利用する事業場については、砒素及びその化合物に関する排水基準は適用されません。

注5 温泉を利用する事業所については、ほう素及びその化合物について<>内の基準が適用されます。なお、ほう素の源泉濃度が500mg/Lを超える温泉を利用する事業所については、水質汚濁防止法に係る基準として500mg/Lが適用されます。

※ 平成14年7月1日前に設置されている事業所又は同日前から建設工事中の事業所については、<>内の基準が適用されます。

出典:「神奈川県排水に関する規制基準」(令和7年7月、神奈川県ホームページ)

表 2-2-1-45 生活環境項目 (BOD 等) に係る基準  
(旅館業に属する事業所であって、一日あたりの排水量が 100 m<sup>3</sup>以上のものに関する基準)

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外
生物化学的酸素要求量(BOD)	5 [3]	40 [30]	20 [15]	90 [60]	25 [20]	90 [60]			5	40	20	90	25	90	25	90
化学的酸素要求量(COD)	5 [3]	40 [30]	20 [15]	90 [60]	25 [20]	90 [60]	25 [20]	90 [60]	5	40	20	90	25	90	25	90
浮遊物質量(SS)	10 [7]	80 [60]	40 [30]	160 [120]	50 [40]	160 [120]	50 [40]	160 [120]	10	80	40	160	50	160	50	160

備考 1 [ ]内の値は、日間平均を示す。

備考 2 水質汚濁防止法の排水基準のうち、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排出水について適用される。

備考 3 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の排水基準が適用される場合がある。

注 1) 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注 2) 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

出典:「神奈川県排水に関する規制基準(事業所排水の水質基準一覧表)」(令和 7 年 7 月、神奈川県環境農政局環境部環境課)

表 2-2-1-46 生活環境項目 (pH 等) に係る基準  
(旅館業に属する事業所であって、一日あたりの排水量が 50 m<sup>3</sup>以上のものに関する基準)

項目	水質汚濁防止法					県生活環境の保全等に関する条例									
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)	海域	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域		
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域				水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外			新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)		
水素イオン濃度 [pH]	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)	5.8 以上 8.6 以下 (注3)							
大腸菌数 (cfu/mL)	[200]	[800]	[800]	[800]	[800]	800	800	800	800	800	800	800	800		
ノルマルヘキサン 抽出物質(鉱油 類) (mg/L)	5	5	5	5	5	3	3	3	5	5	5	5	5		
ノルマルヘキサン 抽出物質(動植物 油脂類) (mg/L)	30	30	30	30	30	3	3	3	5	5	10	5	10		
外観						受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるよ うな色又は濁りがないこと。									
臭気						受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。									

備考 1 [ ]内の値は、日間平均を示す。

備考 2 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の排水基準が適用される場合がある。

注 1) 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注 2) 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注 3) 昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業所に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

出典:「神奈川県排水に関する規制基準(事業所排水の水質基準一覧表)」(令和 7 年 7 月、神奈川県環境農政局環境部環境課)

表 2-2-1-47 生活環境項目（金属類等）に係る基準  
(旅館業に属する事業所であって、一日あたりの排水量が 50 m<sup>3</sup>以上のものに関する基準)

区分	項目	水質汚濁防止法の排水基準	県生活の保全等に関する条例の排水基準
生活環境項目（金属類等）に係る基準	フェノール類	5	0.005
	銅及びその化合物	3	1
	亜鉛及びその化合物	2	1
	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る）	10	0.3
	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る）	10	0.3
	クロム及びその化合物	2	0.1
	ニッケル	-	0.3

備考 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の排水基準が適用される場合がある。

注) 昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業所に係る排出水については、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物に関する排水基準は適用されない。

出典：「水質汚濁防止法に基づく規制」（令和 3 年 12 月閲覧、神奈川県環境農政局環境部大気水質課）

「神奈川県排水に関する規制基準」（令和 7 年 7 月、神奈川県ホームページ）

## 2-2-2. 自然的状況

### (1) 気象

令和5年の箱根町における気象の概要（箱根町消防署箱根分署における観測値）を表2-2-2-1に示す。また、令和元年～5年までの箱根町における気象の概要を表2-2-2-2に示す。

#### ①気温

箱根町における令和5年の気象観測結果によると、年平均気温は13.0°Cである。月平均気温は8月の23.2°Cが最も高く、1月の0.8°Cが最も低かった。

令和元年～5年の箱根町の平均気温は12.2°C～13.0°Cである。最高気温は令和2年の33.4°Cが最も高く、最低気温は令和5年の-8.8°Cが最も低かった。

#### ②降水量

令和5年度の箱根町の年降水量は2,886.5mmである。月降水量は8月の591.0mmが最も高く、1月の30.5mmが最も少なかった（表2-2-2-1）。

令和元年～5年の年間降水量は令和4年度が最も少なく2691.0mmであり、令和元年の3986.5mmが最も多かった（表2-2-2-2）。

気象庁のアメダス箱根観測所において観測された過去最多の日降水量は922.5mm/日で、過去最多の1時間降水量（日最大1時間降水量）は96.0mm/hであり、箱根町開発指導要綱における計画雨水流出量として設定されている134mm/hを下回っていた（表2-2-2-3）。

表2-2-2-1 箱根町（令和5年）の気象概要

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
箱根	平均気温 (°C)	2.1	3.6	8.5	11.0	14.2	18.5	22.8	24.1	22.0	13.8	10.2	5.1	13.0
	降水量 (mm)	30.5 (0.0)	133.0 (2.0)	243.5	221.5	404.5	535.0	122.5	591.0	266.0	139.0	111.0	89.0	2,886.5 (2.0)

注：降水量の（）内の数字は外数で降雪量を示す。

出展：「統計はこね（令和5年度版）」（令和6年3月、箱根町企画観光部企画課）

「統計はこね（令和6年度版）」（令和7年3月、箱根町企画観光部企画課）

表2-2-2-2 箱根町（令和元年～令和5年）の気象概要

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
箱根	平均	12.2	12.5	12.6	12.2	13.0
	最高	31.6	33.4	32.3	32.1	33.2
	最低	-4.5	-4.9	-8.1	-7.6	-8.8
	降雨量 (mm)	3986.5 (8.0)	3105.5 (43.0)	3134.0 (3.0)	2691.0 (34.0)	2,886.5 (2.0)

注：降水量の（）内の数字は外数で降雪量を示す。

出展：「統計はこね（令和5年度版）」（令和6年3月、箱根町企画観光部企画課）

「統計はこね（令和6年度版）」（令和7年3月、箱根町企画観光部企画課）

表 2-2-3 箱根町の降水量（観測史上 1~5 位の値）

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量	922.5	528	498	487	419
(mm)	(2019/10/12)	(2005/8/25)	(1983/8/17)	(2007/9/6)	(1982/8/1)
日最大10分間降水量	22.5	22.0	21.5	21.0	21.0
(mm)	(2012/5/29)	(2019/8/28)	(2011/7/19)	(2024/8/25)	(2023/6/2)
日最大1時間降水量	96.0	85.0	80.5	80.0	78.0
(mm)	(2004/8/17)	(2019/10/12)	(2011/7/19)	(2002/10/1)	(1998/8/30)
月降水量の多い方から	1451.0	1399.5	1267.0	1058.0	1026.0
(mm)	(2019/10)	(2020/7)	(1983/8)	(2004/10)	(1982/8)

注：統計期間は 1976 年 1 月から 2025 年 4 月まで。

出典：気象庁（過去の気象データ）<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>

## (2) 水象

### ①河川及び水路の分布状況

事業実施区域周辺の主要河川については、「2-2-1 (6) 水利用」に示す。

### ②河川の流量

事業実施区域周辺の河川では、早川の2地点において河川流量調査が実施されている。令和5年度の観測結果を表2-2-2-4に示す。

表2-2-2-4 河川流量観測結果（令和5年度）

項目 河川名（地点名）	流速（m/s）			流量（m <sup>3</sup> /s）			透明度 (cm)	色相	臭気
	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均			
早川	函嶺もみじ橋	0.78	0.78	0.78	31.60	1.50	4.69	100	無色
	早川橋	0.72	0.47	0.58	7.96	2.67	5.27	100	無色

出展：「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」

### ③地下水

計画地周辺（強羅：標高約700m）における地下水位標高の経年変化は図2-2-2-1に示すとおりである。モニタリングが始まった2011年が593mである。その後、591m（2017年）、595m（2020年）の範囲で水位が変動している。

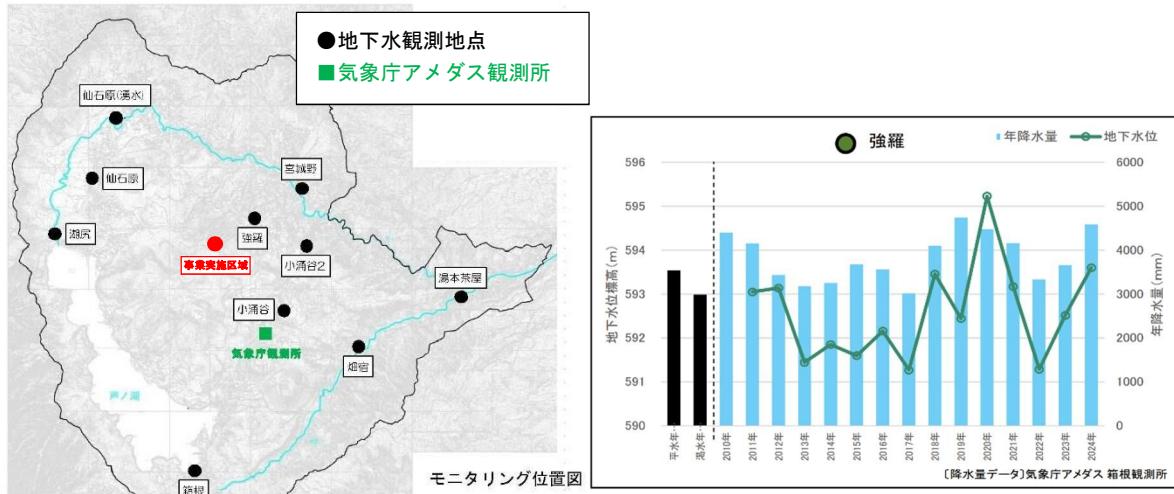


図2-2-2-1 小涌谷における地下水位標高の経年変化

出展：「箱根町の地下水等観測結果について」

## (3) 地象

### ①地形

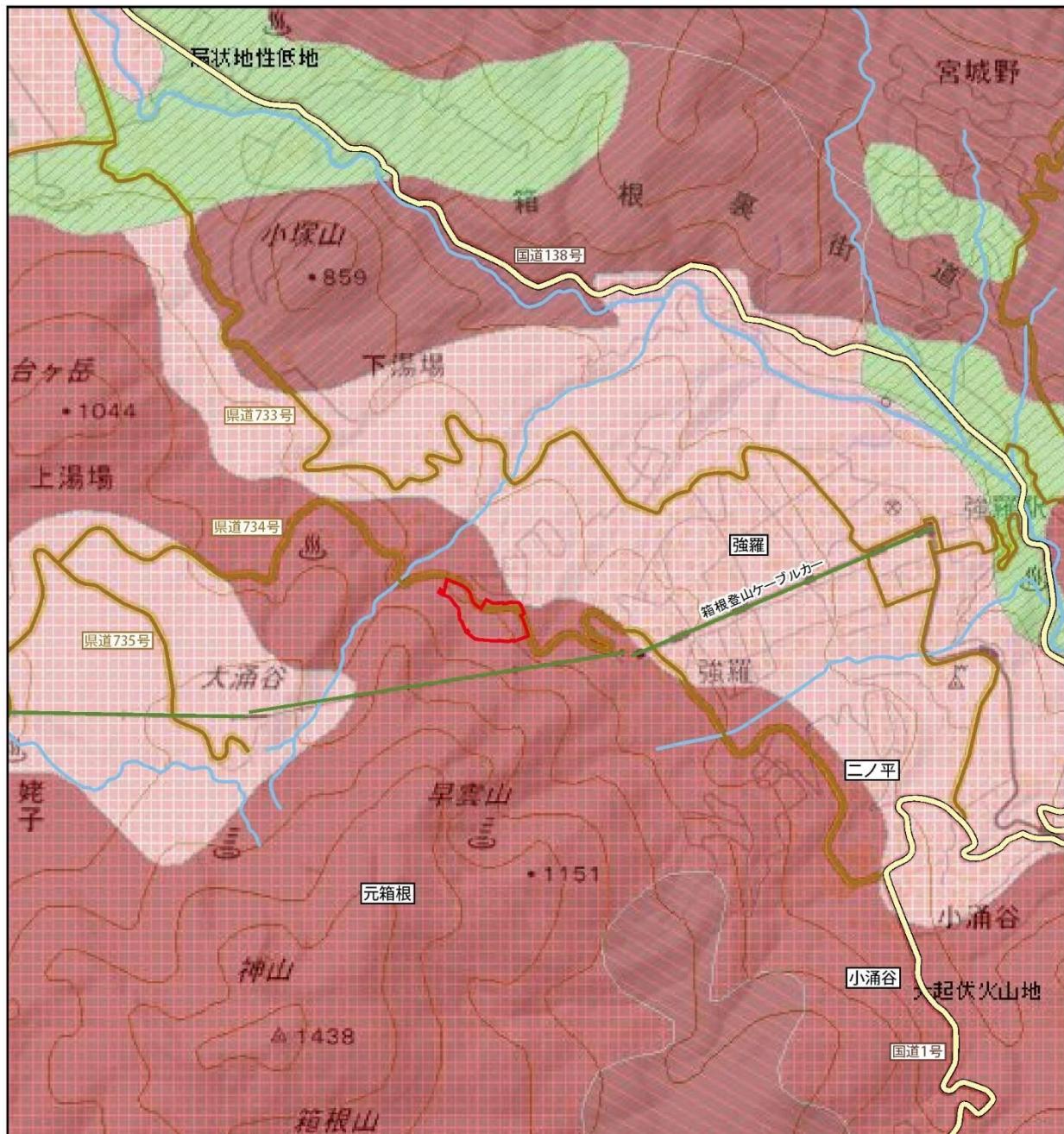
事業実施区域及びその周辺における地形分類を図2-2-2-2に示す。

事業実施区域及びその周辺の地形は、火山地のうち、大起伏火山地である。

### ②地質

事業実施区域及びその周辺における表層地質を図2-2-2-3に示す。

事業実施区域の地質は、安山岩質岩石となっている。



#### 凡例

- 事業実施区域 (Implementation area)
- 県境 (Prefectural border)
- 市町村界 (Municipal boundary)
- 字界 (Subdistrict boundary)
- 河川 (River)
- ケーブルカー・ロープウェイ (Cable car · Ropeway)

#### 地形分類図

- |            |
|------------|
| 火山地：大起伏火山地 |
| 火山地：中起伏火山地 |
| 火山地：小起伏火山地 |
| 火山地：火山山麓地  |
| 低地：扇状地性低地  |

1:25,000  
0 500m

図 2-2-2-2 地形分類図

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省、2024年8月1日作成）  
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

